

屋久島町告示第 106 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率を公表する。

令和 6 年 10 月 4 日

屋久島町長 荒木 耕治

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.33)	— (19.33)	10.0 (25.00)	— (350.00)

※表中「—」は算定値「0」を示す。

※括弧内の数値は早期健全化基準。

屋久島町告示第 107 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり令和 5 年度決算に基づく公営企業資金不足比率を公表する。

令和 6 年 10 月 4 日

屋久島町長 荒木 耕治

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備考
屋久島町上水道事業特別会計	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業規模を算定（事業規模：230,387 千円）
屋久島町農業集落排水事業特別会計	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業規模を算定（事業規模：5,132 千円）
屋久島町船舶事業特別会計	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業規模を算定（事業規模：41,069 千円）
屋久島町簡易水道事業特別会計	—	令第 17 条第 3 号の規定により事業規模を算定（事業規模：1,750 千円）

※表中「—」は算定値「0」を示す。